



## News

### 新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は格別のご厚情を賜り、また知的財産Newsletterをお読み頂きまして、誠に有難うございました。お陰様で、Newsletterの配信を開始してから6年が経過し、本年より7年目を迎えさせて頂くことになりました。本年もNewsletterを皆様の知的財産関連業務に少しでもお役立て頂ければ幸甚でございます。

2022年における知的財産分野の動きですが、デジタル化・グローバル化の進展に伴う社会・競争環境の変化に対応すべく、特許庁において、知的財産制度に関する諸課題について議論する政策推進懇談会が開催され、2022年6月に「知財活用促進に向けた知的財産制度の在り方」に関するとりまとめがされました。

2022年9月には、法改正によって導入されたいわゆる第三者意見募集が知財高裁によって初めて実施され、サーバが日本国外で作られ存在する場合に、システム特許発明の実施行為である「生産」に該当するか否かについて、知財関係各団体から意見書提出がされるなど、特許権侵害訴訟制度に新たな展開がありました。

海外に目を向けるに、欧州では、長年の課題であった欧州統一特許及び統一裁判所の各制度が2023年に発効の運びとなり、欧州特許実務に大きな変革がもたらされることになりました。

弊所の知的財産プラクティスグループは、上述のような知的財産分野において刻々と変化する制度・法律・判例・実務の動きに柔軟に対応し、より質の高いリーガルサービスを提供できるよう大阪・東京・名古屋を拠点に様々な知財関連業務を取り扱っております。また、欧米・アジアを中心とする海外における知財案件についても迅速かつ適切にリーガルサービスを提供しております。旧年は、トムソンロイター社出版のAsian Legal Business (ALB) 2022年5月号のIP Rankings 2022において、弊所は6年連続でJapan DomesticのPatents部門において高い評価(Tier 1)を得ました。またJapan DomesticのCopyright/Trademarks部門においても高い評価(Tier 2)を得ました。Chambers Asia Pacific 2023 においても、8年連続でランクイン(Band4)しました。

引き続き皆様のお役に立てるよう研鑽してまいります。

年頭にあたり、旧年中に賜りましたご厚情に深く感謝申し上げますと共に、本年も倍旧のお引き立ての程よろしくお願い申し上げます。

弁護士法人大江橋法律事務所

パートナー弁護士 重富 貴光

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。



## Contents

### 新年のご挨拶

#### 特許侵害

骨折固定プレートに係る発明の均等侵害成否(第1要件充足性)について  
判断された事例(均等侵害不成立)

東京地裁(29部)令和4年10月7日判決〔骨折固定システム事件〕

#### 審決取消

プロダクト・バイ・プロセスクレームについて明確性要件違反を認めた知財高裁判決

知財高裁(4部)令和4年11月16日判決〔電鍍管事件〕

#### 商標

情報提供サイトにおける標章の使用の商標法26条1項6号該当性が争われた事例

大阪地裁(26部)令和4年9月12日判決〔「セレモニートーリン」事件〕

#### 著作権

他人のツイートのスクリーンショット画像を添付したツイートについて  
「引用」該当性を肯定し適法と判断した事例

知財高裁(2部)令和4年11月2日判決〔ツイートスクリーンショット画像引用事件〕

#### 不正競争

取引先への特許権侵害に係る通知書送付が「営業誹謗行為」(不競法2条1項21号)に  
該当するとされた事例

東京地裁(40部)令和4年10月28日判決〔結ばない靴紐事件〕

#### 事務所 News

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 特許侵害

骨折固定プレートに係る発明の均等侵害成否(第1要件充足性)について  
判断された事例(均等侵害不成立)重富 貴光  
PROFILEはこちら

東京地裁(29部)令和4年10月7日判決令和元年(ワ)第14320号裁判所ウェブサイト〔骨折固定システム事件〕

裁判例はこちら

## I はじめに

本件は、「軟骨下関節表面支持体を備えた骨折固定システム」に係る発明について特許権(「本件特許<sup>1)</sup>」を有する原告Xが、被告Yによる橈骨遠位端用固定プレート(「Y製品」)等の販売等が本件特許を侵害すると主張して、Yに対し、Y製品の販売等について差止等請求を行った事件です(結論として、裁判所は、Xの請求を全て棄却しました)。争点は多岐に亘りますが、本稿では、均等侵害成否<sup>2)</sup>の判断部分を紹介しします。

II 本件発明<sup>3)</sup>の構成要件<sup>4)</sup>・Y製品の構成

本件発明は、手掌手首骨折の固定のための固定プレートに係る発明です。

本件発明の構成要件1Jは、固定プレートの頭部に備えられた「第1の組の孔」及び「第2の組の孔」<sup>5)</sup>について、「前記第1の組の孔の前記軸線は、前記第2の組の孔の遠位側に突出し、前記プレートが遠位橈骨に連結されると、前記第1の組の孔の前記軸線が前記第2の組の孔の前記軸線間を通過して、前記遠位橈骨内に延びるように構成される」構成を規定しています。

これに対し、Y製品では、孔の軸線は1本に定まる構成が採用されていました。そのため、「第1の組の孔」の軸線は、遠位橈骨内で「第2の組の孔」の軸線の間を通過するように「第2の組の孔の軸線」と交差することはなく、構成要件1Jを充足せず、文言侵

害は成立しません(この点については当事者間に争いはありません。)

## III 均等侵害の成否・Y製品の構成が構成要件1Jと均等なものであるか

裁判所は、均等論<sup>6)</sup>につき、以下のとおり判断し、均等侵害成立を否定しました(下線は筆者が付したものです。)

## 1 均等論第1要件の判断規範

▶ 均等論第1要件にいう特許発明における本質的部分とは、当該特許発明の特許請求の範囲の記載のうち、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分であると解すべきであり、上記本質的部分は、特許請求の範囲及び明細書の記載に基づいて、特許発明の課題及び解決手段とその効果を把握した上で、特許発明の特許請求の範囲の記載のうち、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分が何であるかを確定することによって認定されるべきである。

▶ ただし、明細書に従来技術が解決できなかった課題として記載されているところが、出願時(又は優先日)の従来技術に照らして客観的に見て不十分な場合には、明細書に記載されていない従来技術も参酌して、当該特許発明の従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分

1 特許第4994835号。

2 Y製品4の販売等が本件発明との関係で均等侵害を構成するかという争点です。

3 本件特許の請求項1に係る発明。

4 1A 手掌手首骨折の固定のための固定プレートにおいて、

1B 細長い近位本体部、および該本体部の一端に位置する遠位頭部を有する、ほぼ剛性のプレートを、備え、

1C 前記頭部は、前記本体部に対して上方向に角度をなし、

1D 前記頭部は、内部において一定の角度の突起を個々に保持すべく構成される、縦方向にずらして配置された第1の組の孔および第2の組の孔を画定し、

1E 各孔は、前記プレートから延びる軸線を画定し、

1F 前記第1の組の孔は、第1の線にほぼ沿って配列され、

1G 前記第2の組の孔は、第2の線にほぼ沿って配列され、

1H 前記第2の線は、前記第1の線に対して前記頭部上で縦方向にずらされ、

1I 前記第2の組の孔は、前記第1の組の孔と比較すると、前記プレートの縦軸に対して遠位側にずらして配置され、

1J 前記第1の組の孔の前記軸線は、前記第2の組の孔の遠位側に突出し、前記プレートが遠位橈骨に連結されると、前記第1の組の孔の前記軸線が前記第2の組の孔の前記軸線間を通過して、前記遠位橈骨内に延びるように構成され、

1K 前記プレートが遠位橈骨に連結される場合に、前記第1の組の孔の軸線は、該第1の組の孔に保持された突起が軟骨下骨を支持するように、背側面側の軟骨下骨の接線方向に延び、前記第2の組の孔の軸線は、該第2の組の孔に保持された突起が

軟骨下骨を支持するように、手掌側面側の軟骨下骨の接線方向に延びるように構成されている、

1L 固定プレート。

5 「第1の組の孔」及び「第2の組の孔」は、いずれも、軟骨下骨を支持するために突起(ペグ)と呼ばれる棒状の部材を嵌め込むための孔をいいます。

6 最高裁判例が示した均等論判断基準は、次のとおりです。「特許請求の範囲に記載された構成中に相手方が製造等をする製品又は用いる方法(以下「対象製品等」という。)と異なる部分が存する場合であっても、①同部分が特許発明の本質的部分ではなく、②同部分を対象製品等におけるものと置き換えても、特許発明の目的を達することができ、同一の作用効果を奏するものであって、③上記のように置き換えることに、当該発明の技術的分野における通常の知識を有する者(当業者)が、対象製品等の製造等の時点において容易に想到することができたものであり、④対象製品等が、特許発明の特許出願時における公知技術と同一又は当業者がこれらと同出願時に容易に推考できたものではなく、かつ、⑤対象製品等が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情もないときは、同対象製品等は、特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術的分野に属するものと解するのが相当である(最高裁判平成6年(オ)第1083号同10年2月24日第三小法廷判決・民集52巻1号113頁、最高裁判平成28年(受)第1242号同29年3月24日第二小法廷判決・民集71巻3号359頁参照。)」

次ページへ続く ▶

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならずに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士からのアドバイスをお受け頂ければと存じます。

が認定されるべきである。

## 2 第1要件充足性判断

### (1)従来技術及び先行技術の認定

➤ ①本件明細書における従来技術の記載<sup>7</sup>、及び、②本件特許の優先日前における先行技術<sup>8</sup>によれば、遠位橈骨の骨折を固定するため、術者が、頭部に2列の複数の貫通ネジ孔を有する固定プレートを用いて、同プレートのネジ孔に適切であると判断する角度で突起(ネジ、ペグ)を挿入して固定することにより、骨折部位の固定と安定化を図ることは既に可能となっていたといえる。

### (2)本件発明の特徴的部分

➤ 本件発明の技術的意義は、固定プレートの孔自体が、橈骨遠位端骨折に対して、軟骨下骨を背側面側及び手掌側面側という2箇所で支持する方向に突起を向かせて固定することができる構成となっているため、高度な医学的判断を要せず、確実に軟骨下骨を背側面側及び手掌側面側という2箇所

で支持することを可能にすることにあると認められる。そうすると、本件発明の構成のうち、本質的部分であるといえるのは、橈骨遠位端骨折に対して、軟骨下骨を背側面側及び手掌側面側という2箇所で支持する方向に突起を向かせて固定することができる孔が設置されていることを定めた構成要件…1J…であると解するのが相当である。そして、これまで検討したところによると、Y製品は構成要件1J…を充足せず、これらの本件発明の構成と異なる部分は、本件発明の本質的部分では

ないとはいえないから、第1要件を充足せず、均等侵害は成立しない。

## IV コメント

均等論第1要件については、マキサカルシトル事件知財高裁大合議判決(平成28年3月25日判時 2306号87頁)が詳細な判断基準を示しましたが、本判決は、同判断基準に倣い、第1要件における本質的部分の抽出にあたり、丁寧に本件発明の明細書の従来技術の記載及び先行技術を認定し、これらとの比較において、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分を認定して判断した判決と評価することができます。事例判断ではありますが、第1要件判断の在り方を考察するに際し、参考になるかと存じます。

7 本件明細書の段落【0004】には、従来利用可能であった固定プレート(以下「従来プレート」という。)は、典型的には骨の背側に当てられる安定化金属プレートと、安定化金属プレートから骨片にドリル穿孔された孔まで伸びる一組の平行ピンとを利用し、骨片を安定的に固定させるものであったが、従来プレートでは、骨片の所望の位置合わせ及び安定化状態を提供することはできず、また、特に遠位橈骨骨折の場合、軟骨下骨と従来プレートが接していない関節表面との両方の位置を合わせ、かつ安定化させる必要があるが、従来プレートでは、このような骨片の位置合わせや安定化が困難であった旨の記載がある。

8 本件特許の優先日である平成15年3月27日より前に、遠位橈骨の骨折を固定するための骨プレートであり、ネジを固定するための固定プレートを通す複数のネジ切りがされていないネジ孔が固定プレート頭部の遠位側と近位側の2列に概ね平行に並

んで設置されている固定プレートが、先行技術として存在していたことが認められる。本件明細書の段落【0017】にも引用されているとおり、ペグ孔及びペグが、所定範囲の角度内の任意の角度で個々のペグを固定することができる関節式ペグシステムも、先行技術として存在していたことが認められる。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみを依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 審決取消

プロダクト・バイ・プロセスクレームについて  
明確性要件違反を認めた知財高裁判決古庄 俊哉  
PROFILEはこちら

知財高裁(4部)令和4年11月16日判決(令和3年(行ケ)第10140号)裁判所ウェブサイト〔電鍍管事件〕

裁判例はこちら

## 1. 事案の概要

本件は、名称を「電鍍管の製造方法及び電鍍管」とする発明(本件発明)に係る特許(特許第3889689号)の無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟です。本件訴訟の原告Xは無効審判の請求人、被告Yは特許権者です。

本判決は、審決が本件発明1(請求項1)及び訂正発明5(請求項5)は進歩性を有するものであるとして審判請求を不成立とした部分に誤りはないとしましたが、審決が本件発明6(請求項6)及び訂正発明9(請求項9)について明確性要件を充足する部分には誤りがあると、この部分について審決の一部を取り消しました。本稿では、本件発明6の明確性要件違反に関する審決の判断の誤り(取消事由5)についての知財高裁の判断をご紹介します。

本件発明6の特許請求の範囲の記載は、次のとおりです(下線は筆者によります)。

外周面に電着物または囲繞物とは異なる材質の金属の導電層を設けた細線材の周りに電鍍により電着物または囲繞物を形成し、前記細線材の一方または両方を引っ張って断面積を小さくなるよう変形させ、前記変形させた細線材と前記導電層の間に隙間を形成して前記変形させた細線材を引き抜いて、前記電着物または前記囲繞物の内側に前記導電層を残したまま細線材を除去して製造される電鍍管であって、

前記導電層は、前記電着物または前記囲繞物より電気伝導率が高いものとし、

前記細線材を除去して形成される中空部の内形状が断面円形状又は断面多角形状であって、前記電着物または前記囲繞物の肉厚が5 $\mu$ m以上50 $\mu$ m以下であることを特徴とする、

電鍍管。

本件発明6は、「電鍍管」という物の発明ですが、下線部は、電

鍍管の製造方法を記載したものであり、製造方法による特定を含むプロダクト・バイ・プロセス・クレーム(PBPクレーム)の形式となっています。

## 2. 知財高裁の判断

## (1) PBPクレームの明確性要件判断基準

PBPクレームの明確性要件については、最判平成27年6月5日民集69巻4号700頁(プラバスタチンナトリウム事件)は、

物の発明についての特許に係る特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合において、特許請求の範囲の記載が特許法36条6項2号にいう「発明が明確であること」という要件に適合するといえるのは、出願時において当該物をその構造又は特性により直接特定することが不可能であるか、又はおよそ実際のでないという事情が存在するときに限られると判示しています。

もっとも、本判決は、プラバスタチンナトリウム事件最高裁判決の規範を挙げたうえで、物の発明についての特許に係る特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合であっても、出願時において当該製造方法により製造される物がどのような構造又は特性を表しているのかが、特許請求の範囲、明細書、図面の記載や技術常識より一義的に明らかな場合には、第三者の利益が不当に害されることはないから、不可能・非実際の事情がないとしても、明確性要件違反には当たらないと解されると判示しました。

## (2) 本件発明6の明確性要件に関する判断

本判決は、上記(1)の明確性要件判断基準を踏まえて以下のとおり判示して、本件発明6の製造方法により製造された電鍍管が良好な内面精度の電鍍管という構造又は特性を表していることが、特許請求の範囲、本件明細書の記載及び技術常

[次ページへ続く](#) ➔

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

識から一義的に明らかであるとはいえず、本件発明6の電鍍管をその構造又は特性により直接特定することについて不可能・非実際の事情が存在しないことから、本件発明6は明確性要件を満たさないと判断しました。

- ・ 特許請求の範囲の記載から本件発明6の製造方法により製造された電鍍管の内面精度が明らかでないことはいうまでもなく、また、本件明細書には、本件発明6の製造方法により製造された電鍍管の内面精度について、何ら記載も示唆もされていない。
- ・ 本件明細書には、細線材を除去する方法として、①電着物等を加熱して熱膨張させ、又は細線材を冷却して収縮させることにより、電着物等と細線材の間に隙間を形成する方法、②液中に浸して又は液をかけることにより、細線材と電着物等が接触している箇所を滑りやすくする方法、③一方又は両方から引っ張って断面積が小さくなるように変形させて、細線材と電着物等の間に隙間を形成したりして、掴んで引っ張るか、吸引するか、物理的に押し遣るか、気体又は液体を噴出して押し遣る方法、④熱又は溶剤で溶かす方法が記載されているが、これらの方法と、製造される電鍍管の内面精度との技術的關係についても一切記載がなく、ましてや、本件発明6の製造方法(上記③の方法に含まれる。)が、他の方法で製造された電鍍管とは異なる特定の内面精度を意味することについてすら何ら記載も示唆もない。さらに、上記各方法により内面精度の相違が生じるかについての技術常識が存在したとも認められない。
- ・ そうすると、本件発明6の製造方法により製造された電鍍管の構造又は特性が一義的に明らかであるとはいえない。
- ・ 本件発明6が明確であるといえるためには、本件出願時において、本件発明6の電鍍管をその構造又は特性により直接特定することについて不可能・非実際の事情が存在するときに限られるところ、Yはこのような事情が存在しないことは認めている。

### 3. コメント

プラバスタチンナトリウム事件最高裁判決は、PBPクレームが明確性要件を満たすのは、出願時において当該物をその構造又は特性により直接特定することが不可能であるか、又はおよそ实际的でないという事情が存在するときに限られるという規範を定立しましたが、その後の裁判例はこの最高裁判決の射程を限定的に理解する傾向にあり、本判決でも、出願時において当該製造方法により製造される物がどのような構造又は特性を表しているのかが、特許請求の範囲、明細書、図面の記載や技術常識より一義的に明らかかな場合には明確性要件違反には当たらないという一般論が示されています。

本件では、本件発明6の製造方法により製造される物がどのような構造又は特性を表しているのかが、特許請求の範囲、明細書、図面の記載や技術常識より一義的に明らかではないと判断されたことから、最高裁判決の規範に従い、不可能・非実際の事情の有無が問題になりました。もっとも、不可能・非実際の事情が存在しないことはYも認めていたことから、結論として、本件発明6は、明確性要件に違反するとされました。

本件はPBPクレームの明確性要件の検討において実務の参考になる事例かと思えます。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターにのみ依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 商標

## 情報提供サイトにおける標章の使用の商標法26条1項6号該当性が争われた事例



松本 建男  
PROFILEはこちら

大阪地裁(26部)令和4年9月12日判決(令和3年(ワ)第6974号)裁判所ウェブサイト〔「セレモニートーリン」事件〕

裁判例はこちら

原告(X)は、葬儀会館の経営、葬儀及び葬儀に付帯する業務等を目的とする株式会社であり、指定役務を第45類「葬儀の執行、葬儀のための施設の提供、法事又は法要のための施設の提供、祭壇の貸与、婚礼(結婚披露を含む。)のための施設の提供、墓地又は納骨堂の提供」とする「セレモニートーリン」との商標(標準文字)の商標権者でした。被告(Y)は、「安心葬儀」という名称のウェブサイト(「本件サービスサイト」)において、葬儀希望者が選択した地域に応じて条件に合った葬儀社等を一覧表示して情報提供することにより、葬儀希望者と葬儀社等とのマッチング支援を行うサービスを提供していました。

Xは、Yに対し、本件サービスサイト内の、Xが運営する本件葬儀場に関するウェブページ(「本件ウェブページ」)を表示するためのhtmlファイルのタイトルタグ及び記述メタタグから「セレモニートーリン」とのY標章を削除すること等を求める訴訟を提起しました。

大阪地裁は、次のような理由により、Xの請求を棄却しました(下線は筆者によります)。

- 本件サービスサイトは、その構成において、需要者である葬儀希望者に対し、その条件に見合った葬儀社等の情報提供を行い、また希望者には葬儀の依頼や相談、一括見積を行うことなどを通して、葬儀希望者と葬儀社等とのマッチング支援を行うサービスを提供するものであることが容易に看取できる。
- 本件ウェブページは、これを単独でも、そのドメインや本件ウェブページのタイトル部分や末尾の「安心葬儀」等の表示、競合し得る近隣の斎場等の情報も表示されることに加え、本件葬儀場の情報については、ホールの外観、特徴や所在地、アクセス方法、設備情報等の客観的な情報が記載されているにとどまり、これを超えて本件葬儀場の利用を誘引するような記載はみられないこと等の事情からすると、本件ウェブ

ページに接した需要者は、「セレモニートーリン」を、葬儀場を紹介するという本件サービスサイトにおいて紹介される一葬儀社(場)として認識するものであり、Xが本件葬儀場において提供する商品ないし役務に関し、Yがその主体であると認識することはない。

- 本件ウェブページのhtmlファイル中のタイトルタグ及び記述メタタグに記載された内容は、検索サイトYahoo!において「セレモニートーリン」をキーワードとして検索した際の検索結果において基本的に各タグに記載されたとおり表示されると認めることができるが、その内容は、いずれも本件サービスサイトの名称が明記された見出し及び説明文と相まって、Xの運営するウェブサイトとは異なることが容易に分かるものと評価できる上、一般に、検索サイトの利用者、とりわけ現に葬儀の依頼を検討するような需要者は、検索結果だけを参照するのではなく、検索結果の見出しに貼られたリンクを辿って目的の情報に到達するのが通常であると考えられるところ、需要者がそのように本件ウェブページに遷移した場合には、Yが運営する本件サービスサイトの一部として本件ウェブページを理解するのであって、やはり、Y標章を本件ウェブページの各タグ内で使用することによって、XとYの提供する商品又は役務に関し出所の混同が生じることはない。
- したがって、YによるY標章の使用は、商標法26条1項6号の規定により、本件商標権の効力が及ばないというべきである。

本件は、地裁における事例判断にすぎないものの、平成26年改正によって裁判例の積み重ねを明文化して新設された商標法26条1項6号の該当性について、詳細な事実認定をした上で判断をしていることから、実務上の参考となると考え、紹介した次第です。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 著作権

## 他人のツイートのスクリーンショット画像を添付したツイートについて 「引用」該当性を肯定し適法と判断した事例



岩崎 翔太  
PROFILEはこちら

知財高裁(第2部)令和4年11月2日判決(令和4年(ネ)第10044号)裁判所ウェブサイト〔ツイートスクリーンショット画像引用事件〕

裁判例はこちら

本件は、控訴人ら(一審原告ら。X1、X2)が、ツイッター上の氏名不詳者によるツイート(本件ツイート。なお、本件では2つのツイートが問題となりましたが、1つのツイートのみご紹介いたします。)に添付された他人のツイートのスクリーンショット画像(本件投稿画像)に控訴人らが著作権を有する控訴人X1のプロフィール画像(本件控訴人プロフィール画像)が含まれていたことから、かかるツイートが控訴人らの著作権(送信可能化権)及び名誉権を侵害するとして、経由プロバイダである被控訴人(一審被告)に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、発信者情報の開示を求めた事案です。

本件の主たる争点は権利侵害の明白性(プロバイダ責任制限法4条1項1号)です。著作権侵害については、本件控訴人プロフィール画像の著作物性や本件控訴人プロフィール画像を含むスクリーンショット画像の添付についての「引用」(著作権法32条1項)該当性が争われましたが、この中でも、本稿では、「引用」該当性に対する知財高裁の判断をご紹介します。

なお、原審は、被控訴人はプロバイダ責任制限法4条1項所定の「開示関係役務提供者」に当たらないことを理由に請求を棄却しており、著作権法上の判断はされませんでした。

### 1 本件ツイートの内容

「本件ツイートは、ユーザー名「A」の本件アカウントにおいて、令和2年6月29日午後5時45分に、「X1'さん(X1'）」「DM画像捏造してまで友人を悪人に仕立て上げるのやめてくれませんか?」「捏造したところで信用の問題で誰も信じないとは思いますが」「そんなクソDM直に送るような人でもないんですよ、あんたと違って」という文章を付して、控訴人X1が同日午後3時01分に投稿したツイートをリツイートするとともに、同ツイート及びこれに対するリプライとして投稿された2件のツイートをスクリーンショットとして撮影した画像(本件投稿画像)を合

せて投稿されたものである。本件投稿画像には、控訴人X1が投稿した3件のツイートが含まれており、各ツイートのアイコンとして本件控訴人プロフィール画像が掲載されていることから、本件投稿画像には、本件控訴人プロフィール画像が3か所において掲載されている。」

### 2 本件控訴人プロフィール画像の内容

「控訴人X2が撮影した写真に、控訴人X1が、その被写体である自らの顔部分に作画を加えて作成したもの」

### 3 「引用」該当性

#### (1) 判断基準

➤ 「適法な「引用」に当たるには、①公正な慣行に合致し、②報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない(著作権法32条1項)。」

#### (2) 「引用」該当性

➤ 「本件ツイートにおいては、「X1'さん」「DM画像捏造してまで友人を悪人に仕立て上げるのやめてくれませんか?」との文言と共に本件投稿画像が投稿されているところ、「X1'」は控訴人X1の旧姓であるから、同ツイートは、控訴人X1が「DM画像を捏造した」という行為を批判するために、控訴人X1が捏造した画像として、本件投稿画像を合わせて示したものと推認され、本件投稿画像を付した目的は、控訴人X1が「DM画像を捏造」してこれをツイートした行為を批評することにあると認められる。

上記控訴人X1の行為を批評するために、控訴人X1のツイートを手を加えることなくそのまま示すことは、客観性が担保されているということができ、本件ツイートの読者をして、批評の対象となったツイートが、誰の投稿によるものであるか、

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

また、その内容を正確に理解することができるから、批評の妥当性を検討するために資するといえる。また、本件控訴人プロフィール画像は、ツイートにアイコンとして付されているものであるところ、本件ツイートにおいて、控訴人X1のツイートをそのまま示す目的を超えて本件控訴人プロフィール画像が利用されているものではない。そうすると、控訴人X1のツイートを、アイコン画像を含めてそのままスクリーンショットに撮影して示すことは、批評の目的上正当な範囲内での利用であるといえることができる。」

- ▶ 「次に、…画像をキャプチャしてシェアするという手法が、情報を共有する際に一般に行われている手法であると認められることに照らすと、本件ツイートにおける本件控訴人プロフィール画像の利用は、公正な慣行に合致するものと認めるのが相当である。」
- ▶ 「控訴人らは、本件投稿画像の分量が本件ツイートの本文の分量と同等であり、主従関係にないから、引用に当たらないと主張するが、仮に「引用」に該当するために主従関係があることを要すると解したとしても、主従関係の有無は分量のみをもって確定されるものではなく、分量や内容を総合的に考慮して判断するべきである。本件では、本件投稿画像ではなく、本件控訴人プロフィール画像と本件ツイートの本文の分量を比較すべきである上、本件投稿画像は、本件ツイートの本文の内容を補足説明する性質を有するものとして利用されているといえることから、控訴人らの上記主張は採用できない。」
- ▶ 「控訴人らは、引用リツイートではなくスクリーンショットによることは、ツイッター社の方針に反するものであって、公正な慣行に反すると主張する。しかしながら、そもそもツイッターの運営者の方針によって直ちに引用の適法性が左右されるものではない上、スクリーンショットの投稿がツイッターの利用規約に違反するなどの事情はうかがえない。そして、批評対象となったツイートを示す手段として引用リツイートのみによったのでは、元のツイートが変更されたり削除された場合には、引用リツイートにおいて表示される内容も変更されたり削除されることから、読者をして、批評の妥当性を検討するこ

とができなくなるおそれがあるところ、スクリーンショットを添付することで、このような場合を回避することができる。…控訴人らの上記主張は採用できない。」

- ▶ 「したがって、本件ツイートにおける本件控訴人プロフィール画像の利用について、控訴人らの著作権侵害が明白であるとはいえない。」

他人のツイートのスクリーンショット画像を添付したツイートによる著作権侵害の成否が争点となった別の裁判例として「引用」該当性を否定した東京地裁令和3年12月10日判決（「令和3年判決」）があります。令和3年判決では、「引用」該当性を否定する理由の中で、他人のツイートのスクリーンショット画像を添付してツイートをする行為がツイッターの規約に違反することを指摘し、公正な慣行に合致しないと判断していました。しかし、ツイッターの利用規約に反することが公正な慣行に合致しないことに直結するわけではありませんし、そもそも、ツイッターの利用規約上、引用リツイートの方法を定めているからといって、直ちに、それ以外の方法（すなわち、ツイートのスクリーンショット画像の添付）による他人のツイートの複製が利用規約違反になるとも言い難いように思います。本判決は、この点、適切に判断がなされており、結論として妥当な判断であったといえます。

本判決は事例判断ではありますが、「引用」該当性判断の一例として実務上も参考となり得ることから紹介した次第です。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターにのみ依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

## 不競法

取引先への特許権侵害に係る通知書送付が  
「営業誹謗行為」(不競法2条1項21号)に該当するとされた事例石津 真二  
PROFILEはこちら

東京地裁(40部)令和4年10月28日判決令和3年(ワ)第22940号裁判所ウェブサイト〔結ばない靴紐事件〕

裁判例はこちら

## 1 はじめに

本件は、原告会社Xが、被告Y1及び被告会社Y2がXの取引先に対して、Xの製造又は販売する製品はY1が持分を有する特許権(「チューブ状ひも本体を備えたひも」と題する特許。特許第5079926号)(「本件特許権」)を侵害している旨の通知書を送付した行為が、不正競争防止法2条1項21号(「競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」)にいう不正競争行為及び共同不法行為を構成すると主張して、Y1及びY2に対し、当該行為の差止め及び損害賠償を求めた事案です。結論として、裁判所は、当該行為の差止め及び損害賠償(100万円)を認めました。

## 2 本件の経緯

本件の経緯は多岐にわたりますが、その概要は、以下の通りです。

Xは、紐の端部を結ばなくても緩んだり解けたりすることがない靴紐(「結ばない靴紐」)を主とするスポーツ用品の製造・販売等を目的とする株式会社であり、一方、Y2は、「結ばない靴紐」の販売を業とする株式会社であり、Y1は、Y2の代表取締役です。

Xが平成25年1月から、「キャタピラン」との名称で結ばない靴紐に係る製品を製造販売していたところ、Y1は、平成28年6月に、Xが製造販売する「キャタピラン」、「キャタピービジネス」、「キャタピーアスリート」、「キャタピーゴルフ」、「キャタピーコード」及び「キャタピーワークスニーカー」(「キャタピラン等」)との各製品が本件特許権のY1の共有持分権を侵害する等主張して、損害賠償を求め、訴訟を提起しました(「前訴」)。本件特許権は、前訴がなされた段階では、X、Y1、及び他2名の共有でした。前訴第1審判決は、Y1の請求を棄却しましたが、Y1は控訴し(Y1は、控訴審において、差

止請求及び本件特許権のXの共有持分のY1への移転登録手続請求等を追加しました)、知財高裁は、平成30年12月26日に本件特許権の侵害を認める旨の中間判決を下した上、令和2年11月30日付けで、差止め及び損害賠償に加えて、本件特許権のXの共有持分のY1への移転登録手続請求についても認めた判決を下しました(弊所知的財産ニュースレター2021年5月号)。

その後、Xは、令和元年5月頃から現在に至るまで、キャタピラン等を設計変更した「結ばない靴紐」製品である「キャタピラン+」、「キャタピーエア+」、「キャタピラン+リフレクター」、「キャタピーエア+リフレクター」(「キャタピラン+等」)を製造・販売していたところ、Y1は、令和3年5月7日、X及びXの代表者に対し、キャタピラン+等が本件特許権を侵害すると主張して、キャタピラン+等の製造・販売等の差止め等を求める仮処分(「本件仮処分」)を申し立て、これに対し、Xは、令和3年7月30日、本件仮処分手続において、第1主張書面を提出しました。

これに対して、Y1は、令和3年8月19日、Xの取引先10社に対して、Y1としては、Xが現在も製造・販売しているキャタピラン+等は、Y1が持分を保有する本件特許権を侵害していると考えているなどと記載された通知書(「本件通知書」)を送付しました。この通知書には、概ね、以下の内容が記載されていました。

- ①知的財産高等裁判所において、キャタピラン等の製造が本件特許権を侵害する旨の判決が言い渡されたこと、
- ②Xが、当該判決を受け入れ、キャタピラン等の製造・販売が本件特許権侵害になることを認めたこと、
- ③残された諸問題について包括的な和解による全面的な解決のため、XとY1間で協議が続けられてきたものの、全てについては合意に至ることができず、Y1はキャタピラン+等の製造・販売等の差止めを求める仮処分を提起したこと

次ページへ続く ➔

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

- ④Xが現在も製造・販売しているキャタピラン+等は、本件特許権を侵害していると考えていること
- ⑤送付対象のXの取引先が、上記判決が対象としたキャタピラン等をXから仕入れている事実を把握していること
- ⑥本件特許権を侵害するキャタピラン等をXの取引先が販売する行為も本件特許権を侵害する行為であり、Xの取引先に対し、キャタピラン等の販売の差止め、在庫の廃棄、損害賠償等を請求する権利を有していること
- ⑦直ちにキャタピラン等、キャタピラン+等及びこれらを靴紐として装着する等している靴等の商品の販売を停止し、かつ、それらの販売を今後一切行わないことを誓約する書面の提出を求めること
- ⑧損害額の算定のため、Xの取引先が上記の商品を販売開始してから現在に至るまでの利益額が分かる資料の送付も求めること
- ⑨2週間以内に回答がなかったときは、Xの取引先に対し、法的手続を取ることを検討せざるを得ないこと
- ⑩本件特許権侵害によるXの取引先の法的責任は、Xの法的責任とは別個の責任であるため、対応はXに委ねる等の回答は認められないこと

### 3 裁判所の判断

裁判所は、一般論として、まず、以下の通り判断しました。

- ▶ 競争関係にある者が、競業者の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し又は流布する行為は、競業者を不利な立場に置き、自ら競争上有利な地位に立とうとするものであるから、公正な競争を阻害することになる。このような結果を防止し、事業者間の公正な競争を確保する観点から、不正競争防止法2条1項21号は、上記行為を不正競争の一類型と定めるものである。そして、競争関係にある者において、裁判所が知的財産権侵害に係る判断を示す前に当該判断とは異なる法的な見解を事前に告知し又は流布する行為は、知的財産権侵害の結果の重大性に鑑みると、競業者の営業上の信用を害することによって、上記と同様に、公正な競争を阻害することは明らかである。
- ▶ そうすると、法的な見解の表明それ自体は、意見ないし論評

の表明に当たるものであるとしても、上記行為は、不正競争防止法2条1項21号の上記の趣旨目的に鑑み、不正競争の一類型に含まれると解するのが相当である。

- ▶ したがって、競争関係にある者が、裁判所が知的財産権侵害に係る判断を示す前に当該判断とは異なる法的な見解を事前に告知し又は流布する場合には、当該見解は、不正競争防止法2条1項21号にいう「虚偽の事実」に含まれるものと解するのが相当である。

その上で、裁判所は、設計変更を行ったキャタピラン+等は、本件特許権を侵害しないと判断し、通知書の記載内容が「虚偽の事実」の告知に該当すると判断しました。

また、裁判所は、上記通知書送付行為の違法性に関し、①XとY2は、「結ばない靴紐」の市場において競業しているところ、上記通知書の送付は、当該内容に鑑みると、裁判所によって本件特許権を侵害する旨の判断が確定したキャタピラン等の存在を奇貨として、そのキャタピラン等の改良品であるキャタピラン+等についても、販売の即時停止及び損害賠償額の算定を実現させて、「結ばない靴紐」の市場からXを排斥しようとするものであると認められること、②現に、通知書を受領した10社のうち4社がキャタピラン+等の販売を停止していること、③Xが仮処分手続において非侵害主張を記載した第1主張書面を提出した約3週間後に上記通知書を送付していること等から、通知書の送付が違法性を欠くものとのY1及びY2の主張は認められない、と判断しました。

なお、上記通知書の差出人は形式的にはY1のみでしたが、通知書本文における「Y1(Y2代表者代表取締役)」との記載等から、裁判所は、Y2についても実質的に通知主体に該当すると判断しました。

### 4 最後に

本件は事例判断ですが、特許権侵害の通知書又は警告書の取引先への送付が不競法上の営業誹謗行為に該当することを認めたものとして、参考になると思われますので紹介しました次第です。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。



## 事務所 News

### 当事務所の重富貴光弁護士が、 日本経済新聞「22年 企業が選ぶ弁護士ランキング」知財部門にて ランキング1位に選出されました。

日本経済新聞は毎年、主要企業の法務部門や有力な弁護士にアンケート調査を行い「今年活躍した弁護士」などのランキングを発表しています。2022年は「企業法務全般(会社法)」「国際通商・経済安保」「労務」「知財」「独禁法・競争法」の5分野でランキングが作成されました。

なお、知財分野でのランキングは2012年以来、10年ぶりです。

詳細は2022年12月19日(月)朝刊紙面のほか、日本経済新聞のウェブサイトに掲載されております。

[日本経済新聞のウェブサイトはこちらからご覧いただけます](#)

### 当事務所の重富貴光弁護士が、 Chambers Asia Pacific 2023 Intellectual Property: Domesticの 弁護士評価において、Band3にランクインいたしました

当事務所の重富貴光弁護士は、Chambers Asia Pacific 2023 Intellectual Property: Domesticの弁護士評価において、Band3にランクインいたしました。

また当事務所は、Chambers Asia Pacific 2023 Intellectual Property: Domesticの分野においてBand4の評価を得ました。

詳細はChambersのウェブサイトに掲載されております。

[Chambers and Partnersのウェブサイトはこちらからご覧いただけます](#)

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみを依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。